

アメリカ合衆国環境教育法の制度と再授権化動向

下村英嗣

(受付 2007年9月25日)

はじめに

本稿は、1990年全米環境教育法（National Environmental Education Act：以下、NEEA）¹⁾ について述べるものであるが、アメリカの環境教育法は、ニクソン政権時代の1970年に制定されたものが最初である。

1970年環境教育法²⁾ は、世界初の環境教育法であり、1990年全米環境教育法とほぼ同じ内容である。1970年法は、環境教育カリキュラムの開発、教員研修、環境教育の推進・促進・普及、助成金交付制度、保健教育福祉省における環境教育課の設置を定めていた。

しかし、1970年法は、その予算確保が1975年で終了し、多くの連邦所管事務を州に移譲するというレーガン政権の方針にしたがって、1981年に予算調停法案（budget reconciliation bill）によって廃止されるに至り、同省環境教育課も廃止された。

再度、環境教育法の法制化が具体化したのは、第101回連邦議会であった。第101回連邦議会に法案 S. 3176 が提出され、これが1990年全米環境教育法になった。同年11月16日に当時のブッシュ大統領（シニア）が署名し制定された。

1990年法は、1970年法が廃止されるに至った要因を一変させ、同法の実定では、環境教育分野での連邦政府の役割を高める必要性について説いている。また、公衆に対する環境問題に関する教育、環境の専門家を養成する研修は、現行の連邦プログラムでは不十分かつ不適切であると言及する。

ところが、この1990年法も1996年に失効してしまった。その後は、同法によらない環境教育プログラムへの助成金の交付が議会の承認を経て継続的に行われている状態である。そして、現在は、再授権をめぐって連邦議会において議論が行われている。

以下、本稿では、1990年法の制度内容、助成金や各種プログラムの状況とそれらをめぐる問題、環境教育に関する連邦議会での議論と再授権化の可能性について述べる。

1) P. L. 101-619.

2) P. L. 91-516.

I. 全米環境教育法（NEEA）の制度内容

1. 事実認定と政策（2条）³⁾

連邦議会は、国内環境問題のみならず国際環境問題も、生活の質と経済の活力に対する脅威となり、それが増幅していると認識した。これらの問題に関する効果的な解決には、公衆の教育を必要とする。

また、連邦議会は、連邦政府が環境教育において、地方教育機関や州教育機関、非営利団体などと協働すべきであり、その際にリーダーシップを発揮し、財政的支援を行う必要があることを指摘する。

2. 定義（3条）⁴⁾

NEEA の用語の定義において、もっとも重要なものは、「環境教育」、「環境教育および研修」であろう。環境教育という言葉は広義・多義であるため、本法が網羅する環境教育の射程を確定するものとなる。

NEEA の規定によれば、「環境教育」および「環境教育および研修」とは、初等・中等・中等後の学生⁵⁾と環境教育関係者に対する教育活動と研修活動を意味する。環境管理の専門家を養成するための技術指導や教育に関係のない研究開発活動は、含まれない。

3. 環境教育課（4条）⁶⁾

NEEA によって、環境教育課（Office of Environmental Education）が復活した。1970年環境教育法でも設置されたが、当時は、保健教育福祉省の中に設置されていた。1990年全米環境教育法は、環境教育課を連邦環境保護庁（Environmental Protection Agency, 以下 EPA）の中に設置した。

環境教育課の設置目的は、NEEA の実施にある。環境教育課の主な義務と機能は、環境教育プログラムや教材の開発および支援、環境教育の普及啓発の実施と支援、インターンシップ・フェローシップ・表彰制度の管理運営、環境教育プログラムの所管、他の行政機関との協力および調整の確保である。

3) 20 U.S.C. §5501.

4) Id., §5502.

5) アメリカの学制は、州ごとに異なる。このため、NEEA でも、学生が「居住する州で条件が定義される」とされる。Id., §5502 (11) を参照。

6) Id., §5503.

4. 環境教育研修プログラム（5条）⁷⁾

環境教育研修プログラムは、環境教育の専門家を養成することを目的とする。このプログラムの主な機能と活動には、環境問題の理解や教育方法から、環境実地調査、国際交流、ネットワークの確立などがある。とくに、NEEAでは、容易に広く普及させられるプログラムの開発を求めている。

EPA長官は、プログラムを運営するにあたり、高等教育機関や非営利団体に対して、毎年助成金を支給する（5条助成金）。

5条助成金の支給条件は、高等教育機関や非営利団体がプログラムの開発および実施を行う能力があること、適切な知識を備えたスタッフを擁することなどである。このプログラムは、EPA長官が策定する評価・審査の手続により、5条助成金を継続して支給されるかどうかを判断される⁸⁾。

個人のプログラムへの参加資格も定められており、地方教育機関や大学の教職員、州行政機関の職員、環境教育に従事する非営利団体の職員が参加資格を有する。

5. 環境教育助成金（6条）⁹⁾

NEEAにおいて、EPA長官が支給できる助成金には、上記の環境教育研修プログラムの運営団体に対して交付される助成金（5条助成金）に加えて、環境教育および研修に関連する実践、手法、テクニックを立案及び提示し、普及させるプログラムを支援するための助成金がある（6条助成金）。

両者の違いは、前述の5条助成金が環境教育を行う団体（実施主体）などに支給されるものであるのに対し、6条助成金が環境教育の実践活動そのものに支給されることにある。

6条助成金を受給できる環境教育研修プログラムは、教育器具や教材の開発、環境の科学的分析、研修制度の提供、カナダやメキシコとの国際協力の推進などである。もっとも、これらは例示に過ぎず、NEEAは、6条助成金の交付にあたって、これらの活動に限定はしていない。また、EPA長官は、顕著で新しい環境教育や申請件数の多い環境教育などに対して優先的に助成金を支給しなければならないとされる¹⁰⁾。

6条助成金の受給を望む団体（大学や非営利団体などプログラムの運営母体）は、EPA長官による公募に対して申請を行い、資格および条件の審査を受ける。公募は、連邦官報（Federal Register）で公示され、予算年度ごとに行われる。

7) Id., §5504.

8) Id., §5504 (c).

9) Id., §5505.

10) 助成金交付が優先される具体的なプロジェクトや活動については、40 Code of Federal Regulations 47.125を参照。

6条助成金は、プロジェクトに必要な費用が全額支払われることはない。NEEAによれば、金銭で支給される6条助成金は、プロジェクトの総費用の75%を上限としており、受給者は、少なくとも総費用の25%を負担しなければならない。プロジェクトの総費用のうち連邦政府が負担しない分の費用は、寄付や金銭以外で賄っても良いとされる。

これは、マッチング・ファンド（matching funds：政府・公共企業体が出す資金で、その額が政府資金を受ける側自体の資金と同額であるもの）と呼ばれる手法である。

ただし、EPA長官の判断により、75%の上限を超えた金銭支援が必要である場合には、NEEAの要件に従わない6条助成金の支給が認められる。

なお、環境教育研修プログラムに対する6条助成金は、一件あたり総額25万ドルを上限とする。また、6条助成金の単年度総額のうち25%（金銭支給）は、一件につき5000ドル未満のプロジェクトに制限される¹¹⁾。

6. インターンシップ、フェローシップ、表彰制度（7条・8条）¹²⁾

NEEAでは、大学レベルの学生のためのインターンシップと現職教員のためのフェローシップの制度が設けられている。これらの制度の派遣先の例として、EPAや内務省魚類野生生物局（US Fish and Wildlife Service）、環境諮問委員会（Council on Environmental Quality）、農務省、全米科学財団（National Science Foundation）などが挙げられる。

また、NEEAでは、全国規模の環境教育表彰制度が設けられ、環境教育に顕著な貢献をした者は、環境教育諮問委員会の推薦を受けて、EPA長官により表彰される。

7. 環境教育諮問委員会と環境教育特別委員会の構成と任務（9条）¹³⁾

環境教育諮問委員会（Environmental Education Advisory Council）は、環境教育に関係する各種団体や機関の代表者からなる11名のメンバーで構成される。メンバーは、地理的・地域的偏重がないように選ばれ、マイノリティの代表者もメンバーに入れられなければならない。また、メンバーは、環境教育に関する経歴や専門知識を備えていることが必要である。

この諮問委員会は、組織上EPA長官の専属機関として位置づけられる。その機能と任務は、環境教育に関するEPAの活動や政策に関して、EPA長官に助言し、勧告することである。

諮問委員会は、環境教育に関する報告書を2年ごとに作成し、連邦議会に提出しなければならない。この報告書には、NEEAの実施状況、問題点と改善点、将来的な行動勧告が記述されなければならない。

11) 40 Code of Federal Regulations 47.110も参照のこと。

12) 20 U.S.C., §5506 & §5507.

13) Id., §5508.

環境教育諮問委員会が行政機関のみならず各界の代表から構成されるのに対して、環境教育特別委員会（Federal Task Force on Environmental Education）は、連邦行政機関の代表者で構成される。特別委員会メンバーは、EPA、農務省、教育省、エネルギー省、保健社会福祉省、内務省、連邦航空宇宙局、国家海洋大気局、全米科学財団の代表者である。特別委員会は、NEEA の実施に関して、EPA 長官に助言し、勧告し、そして行政機関の間での調整を図ることを任務とする。なお、特別委員会の委員長は EPA 代表者が務めることになっている。

8. 全米環境教育研修財団（10条）¹⁴⁾

NEEA は、国内的にも国際的にも重要な環境保護のニーズを満たす上で環境教育の寄与を増大させるために、全米環境教育研修財団（National Environmental Education and Training Foundation, 以下 NEETF）を設立する。財団の設立趣旨は、公的資源と民間資源の双方が先進的な環境教育システムの開発に協調して貢献し、さまざまな公共団体や民間団体の協力関係を透明で効果的なものにするることである。

また、財団の活動目的は、EPA の環境教育研修に関する活動を支援するため、寄付を募り、その寄付を投資運用し、先進的な環境教育制度を助長するような環境教育活動を行い、海外の個人や団体との協力活動を行うことである。財団は、環境教育関係者を支援することのみならず、自ら環境教育プログラムを開発し、プロジェクトを実施することもできる。

財団の性格は、合衆国政府の機関ではなく、財団に入る収入に対する課税を減免される独立した非営利の慈善団体である。その管理運営は13名の執行役員によりなされ、これらの執行役員は EPA 長官によって任命される。

財団は、民間団体として設立されるものの、毎年度ごとに収支と活動に関する報告書を連邦議会に提出することを義務づけられる。しかし、独立した団体であるため、債務や契約不履行、作為、不作為といった財団の行為は、合衆国に責任が及ばない。

9. 予算配分（11条）¹⁵⁾

本法は、法律の運用実施のために EPA に支出される予算の上限を年度ごとに定めており、単年度における予算の用途別の割合も決められている。

14) Id., §5509.

15) Id., §5510.

<予算総枠>

1992年度	1200万ドル
1993年度	1200万ドル
1994年度	1300万ドル
1995年度	1400万ドル
1996年度	1400万ドル

<使途別割合>

環境教育課の活動	25%
環境教育研修プログラム運営	25%
環境教育助成金	38%
全米環境教育研修財団への支援	10%
表彰制度	2%
合 計	100%

II. NEEA の運用実績

1. 連邦議会の予算承認

前述したように、連邦議会は、NEEA を制定する際に、EPA が NEEA を遂行するために歳出される予算の上限を定めた。ところが、これはあくまでも上限であり、実際に連邦議会で承認され歳出された予算額は、NEEA の上限額よりもかなり少ない。

<各年度の法定上限と承認予算額>

年 度	法定上限額	承認歳出予算額
1992年度	1200万ドル	650万ドル
1993年度	1200万ドル	720万ドル
1994年度	1300万ドル	780万ドル
1995年度	1400万ドル	780万ドル
1996年度	1400万ドル	560万ドル

このように、EPA に認められた NEEA 予算は、実際には法定上限額の半額前後である¹⁶⁾。

2. 環境教育研修プログラムの具体例

I-4で述べた環境教育研修プログラムは、EPA とパートナーシップ協定を結んだプログラム主催者（教育機関や非営利団体など）が実施する。EPA は、このプログラムの主催者に対して助成金を支給する。

プログラムの内容はさまざまである。プロジェクトの一例として、北米環境教育協会（North American Association for Environmental Education）と EPA のパートナーシップ協定がある。この協定では、教育専門家、教員、指導者、州や地方自治体の職員、非営利団体

16) <http://www.sierraclub.org/education/NEEA1990/asp> を参照（2007年2月閲覧）。

に対して環境教育研修を実施することを柱としている。

また別のパートナーシップ協定では、環境問題に対する意識および知識を発展させ、健全な環境行動決定に必要な重要な思考およびその他技能を促進させることによって、環境行動決定に責任を持てる公衆を育てることを目的とする。このプロジェクトは、いくつかの環境保護団体が連合して主催している。これらの環境保護団体は、主に環境教育用教材の開発に力を注いでおり、さまざまな教材の評価に関する自主基準を作成して活動している¹⁷⁾。

NEEA が1996年に失効した後も、連邦議会で助成金予算が承認され続け、新たな環境教育研修プログラムが実施されている。たとえば、Stevens Point（米国 Wisconsin 州中部の都市）にあるウイスコンシン州大学は、2000年10月以来、EPA とのパートナーシップ協定のもとで環境教育研修プログラムを実施している¹⁸⁾。

3. 環境教育助成金

I-5 で述べた助成金の交付は、NEEA が制定された1992年から1996年の間に、総額で1600万ドル、プロジェクト数で1500件以上になる。1992年から2005年までの統計では、総額で3500万ドル、プロジェクト数で約2900件になる。

助成金が交付された地理的範囲も、全米50州、コロンビア特別区、合衆国自治領と全米にまんべんなく広がっている。

プログラムによっては、助成金の受給者は、マッチング・ファンド（matching fund）によって1000万ドル以上を自己負担する場合もあった（NEEA で規定される25%の自己負担分）。これは、NEEA でプロジェクト 1 件あたり25000ドルの上限が決められていることから、NEEA によって支給される助成金を大幅に上回る額である。

助成金獲得競争は、歴史的に制約的な予算歳出承認のために根強く残ってきた。近年、EPA は、助成金の申請者のうち約20%に助成金を支払う資源を有してきたといわれる¹⁹⁾。

なお支給方法は、25000ドル未満の助成金が EPA の地方局から交付され、25000ドル以上の助成金が EPA 本庁から交付される。

4. インターンシップおよびフェローシップの実績

全米有数の環境保護団体であるシエラクラブ（Sierra Club）の調査によれば、NEEA のイ

17) 前掲 HP を参照。

18) See David M. Bearden, *National Environmental Education Act of 1990: Overview, Implementation, and Reauthorization Issues*, CRS Report for Congress, August 9, 2005, p. 4.

19) Ibid.

ンターンシップとフェローシップのための予算は承認されなかったという²⁰⁾。

しかし、EPA は、NEEA 制定以前の1986年から独自のインターンシップやフェローシップの制度を持っていた。それが「全米環境管理研究ネットワーク」(National Network for Environmental Management Studies)²¹⁾である。

1996年の時点で、毎年、230以上の大学から数百名の学生がこのインターンシップ・フェローシップ制度を利用してきたといわれる。このインターンシップ・フェローシップ制度では、EPA が行う特定の環境問題調査プロジェクトで学生が EPA 専門家と一緒に働くか、EPA 専門家が大学に派遣されて学生と共に調査を行う。

1986年から2006年までで、総計1400人以上の学生が当該制度に参加した。

しかし、近年の実績は、以下のとおり減少傾向にある²²⁾。

年 度	応 募	採 用	予 算
2003年度	473	37	約62万ドル
2004年度	428	36	約59万ドル
2005年度	289	26	約40万ドル
2006年度	不明	17	不明

蛇足ではあるが、当該インターンシップ制度は、1995年と1996年には全米でトップ100位以内に入るほどの人気を得たそうである²³⁾。

5. 環境教育諮問委員会の報告書

NEEA の規定により、諮問委員会は、EPA による NEEA の実施状況に関する報告書を連邦議会に提出することになっている。

1996年12月に諮問委員会は、最初の報告書を連邦議会に提出した。本報告書によれば、環境教育に対する高いニーズがあるにもかかわらず、EPA の環境教育に対する支援が不十分であると指摘された。

具体的には、EPA は、1991年から1996年の間に、総額3億ドル、約1万件の助成金の申請を受理した。しかし、EPA が助成金を実際に支給したプロジェクトは、このうち約1200件だけであり、金額にして約1300万ドルに過ぎない、と報告書は述べる。つまり、EPA は、申請件数ベースで約4%、申請額ベースで約12%に対して助成金を支給したに過ぎない。

20) 前注(16)HPを参照。

21) <http://www.EPA.gov/enviroed/NNEMS/index.html> を参照(2007年2月閲覧)。

22) <http://www.EPA.gov/enviroed/students.html> を参照(2007年2月閲覧)。

23) 前注(16)HPを参照。

当該報告書において、諮問委員会は、環境教育プログラムに「行動」要素をより多く取り入れるべきであると述べる。そして、この行動を促進するために必要なことは、環境教育の指導的立場にある者が環境教育を受ける者に対して、情報、熟慮、政策作成技能を身に付けさせることであるという。

しかし、諮問委員会は、一般的には NEEA で規定されたプログラムに関して EPA が多くの目標を達成したと肯定的な評価を与えている。たとえば、環境教育課は、助成金プログラム、教育者のための全国研修プログラム、表彰プログラム、他の連邦機関と EPA の合同委員会では当初の目標を達成したと判断された。

一方で、諮問委員会は、かかる報告書において多くの改善勧告も行っている。たとえば、諮問委員会は、州や地方、部族の努力を支援する際に、連邦がより一層実効性のある役割を果たすべきであると述べた。

とくに以下の点について、諮問委員会は、EPA が連邦機関、州、地方、部族統治機関、学校、大学、地域集団のような関係者と一層協働することを勧告した。

- ・環境教育に全国規模で優先順位をつけ、EPA の役割を強化する。
- ・州、地方、部族の教育努力に対する支援を増大し、継続する。
- ・公共資源や民間資源を導入し、長期的かつ横断的なパートナーシップを強化する。
- ・教員や指導者の専門性を高める機会を増やす。
- ・教育改革の一環として環境教育を行う。
- ・環境教育指針を作成し、環境教育プログラムに関する質の高い教材や情報へのアクセスを改善する。

最近では、諮問委員会による連邦議会への報告書は、2005年3月に提出された²⁴⁾。

6. その他

表彰制度も、1997年以降続いている²⁵⁾。第8条²⁶⁾ (a) に定められる賞は、NEEA で新設されたものである。同条 (d) で定められる大統領環境ユース賞 (President's Environmental Youth Awards) は、1970年環境教育法の時代からあり、1971年から継続して実施されてきた。

24) National Environmental Education Advisory Council, *Setting the Standard, Measuring Results, Celebrating Successes: A Report to Congress on the Status of Environmental Education in the United States* (March 2005), <http://www.EPA.gov/enviroed/pdf/reporttocongress2005.pdf> (2007年2月閲覧)。

25) <http://www.EPA.gov/enviroed/peya/index.html> (2007年2月閲覧) を参照。

26) 20 U.S.C. §5507.

III. 連邦議会での予算承認と再授權をめぐる論争

1. 環境教育の予算承認をめぐる攻防

NEEA は1996年度で失効したものの、連邦議会は、再授權化法を制定することなく、EPA の環境教育プログラムに対する予算を継続して承認してきた。しかし、ブッシュ（ジュニア）政権は、2003年度以来毎年、環境教育プログラム予算の廃止を提案し続け、2006年度の予算要求ではプログラム用資金を計上しなかった。

合衆国会計検査院は、さまざまな連邦プログラムの評価の一部として、環境教育プログラムに「成果なし」の評価を与えた。会計検査院は、助成金により支援される活動の成果基準がないことによって、プログラムが環境教育の質を向上させるという目標を達成したかどうかを判断しがたくしていると指摘した。近年、ブッシュ政権は、環境教育プログラムの予算を廃止する提案の主な根拠として会計検査院の評価を利用してきた。

環境教育プログラムの推進論者は、一般に教育の質を評価する方法について教育者間で長い間統一した見解が存在せず、教育活動の成果基準がない状態は EPA の助成金プログラムだけでないことを指摘してきた。

このようなプログラム推進論者は、助成金の交付が EPA の予算総額からすれば比較的少額であるにもかかわらず、環境教育プログラムが全国的に有効な結果をもたらしているのだから、プログラムを継続すべきであると主張している。無論、このような主張は、前述のプログラムの実効性に関する会計検査院の説明および評価と真っ向から対立する。また、ほとんどの州と地方も、環境教育プログラムの助成金により支援された活動を支持してきた。

州や地方自治体が EPA の環境教育プログラムの廃止案に関心を寄せているため、連邦議会は、超党派の支持によって2003年度、2004年度、2005年度においてプログラム予算を承認し、2006年度にも再度予算を計上した。

2006年度の内務、環境、関係行政機関歳出割当承認法²⁷⁾ の第2編は、EPA への予算歳出を承認する際に、第4編第439条で要求される一律0.476%削減にしたがったが、EPA の予算の中には環境教育プログラムへの900万ドルは含まれていた。

下院は、法案2361を可決する際に環境教育予算について900万ドルを提案し、上院は、法案2361で700万ドルを提案した。下院の法案も上院の法案も、最終的な法案で行われたような一律削減をしなかった。

下記の表は、環境教育プログラムを復活させるための2003年度以来の歳出割当承認を示し

27) P.L. 109-54, H.R. 2361.

ている。

＜環境教育プログラム歳出予算割当承認（単位は百万ドル）²⁸⁾

2003年度 施行済	2004年度 施行済	2005年度 施行済	2006年度 要求	H.R.2361 下院通過	H.R.2361 上院可決	P.L. 109-54
\$9.1	\$9.1	\$8.9	\$0.0	\$9.0	\$7.0	\$9.0

これらの歳出額は、EPA の近年の予算総額からすれば、1 %にも満たない数字である。

2. NEEA の再授權をめぐる論争

(1) 下院公聴会

2000年6月27日に、下院の教育労働力委員会（Committee on Education and the Workforce）の幼児、未成年、家族に関する小委員会（Subcommittee on Early Childhood, Youth and Families）は、「全米環境教育法の検討」という公聴会を開催した²⁹⁾。公聴会では、EPA 副長官の John Kasper, Northern Illinois 大学の学校教育を専攻する Bora Simmons 教授、全米環境教育研修財団（NEETF）の理事長である Walt Higgins, メリーランド州環境ビジネス連合の会長である Richard Anderson が証言した。この公聴会は、再授權に関する途を開くためのものであり、超党派の議員で小委員会は構成された。

下院教育委員会の委員長の Goodling 議員は、連邦議会の関心を要約して、冒頭で「特定の環境カリキュラムがある視点や事項に偏重している点を問題視し、授權法はプログラムが適正な科学的基盤によるべきである」と述べた。

EPA の Kasper は、環境教育課の目標は、①州レベルの活動を支援すること、②教育改革と関連付けることによって環境教育を改善すること、③調査を推進すること、④環境教育の情報、資源、プログラムの質、アクセス、調整を向上させること、⑤公衆に環境教育の重要性の認識を高めることであると述べた。

NEETF の Higgins は、NEEA にもとづいて公共部門と民間部門のパートナーシップを促す独立した非営利団体として設立された NEETF により支援される活動について証言した。彼の証言によれば、NEETF は、「国民の重大な関心分野における全米の実施状況を改善するため、革新的で、実効的で、自主的なプログラムに焦点をあてて、産業界、非営利団体、政府機関」を協働させるために活動しているという。

28) See David M. Bearden, *supra* note 18, p. 3.

29) この公聴会の記録は、Subcommittee on Early Childhood, Youth and Families Committee on Education and the Workforce House of Representatives, HEARING on “EXAMINING THE NATIONAL ENVIRONMENTAL EDUCATION ACT,” 106 Congress, Second Session, (June 27, 2000) を参照。

Northern Illinois 大学教授で、アメリカ環境教育協会（American Association for Environmental Education）の理事である Simmons は、1996年に作成された環境教育カリキュラム指針に関する情報を提供した。彼によれば、「指針の利点は、専門的に認められた環境教育プログラムが環境問題を網羅的に示すという幅広く共有された合意を反映し、環境問題に関する多様な視点を反映し、自然環境および人工環境に対する意識を向上させていることである。生涯技能を構築する際、教育者は、市民の責任を促し、問題に関する個人の思考を高めることが期待される。環境教育の教材は、よく設計される必要があり、効果的な学習環境をつくると判明した技術を容易に利用し依存できる。」

メリーランド州環境ビジネス連合の Anderson は、環境教育における中小企業の役割、とくにコミュニティ・カレッジにおける役割に主な焦点をあてた。NEETF の企業環境指導プログラムについて、「1200のコミュニティ・カレッジの全国ネットワークを通じて中小企業のオーナーと被雇用者のための環境教育プログラムである」と述べた。続けて彼は、環境意識を持ち、環境に責任を持つ公衆を育てる全国的な計画を全米のコミュニティ・カレッジに導入する必要性を説いた。

質疑応答において、委員とパネリストらは、教育においてバイアスのかからない健全な科学（sound science）について議論した。彼らは、環境教育プログラムをロビー活動に巻き込むことのない適切に醸成すべき方法について討論した。

委員の中には、環境教育研修プログラムに対して支給される助成金が特定の結果を望むロビー活動グループに使われていることを問題視した者もいた。これに対して、EPA の Kasper は、環境教育課が平衡で偏重しない活動（balanced and unbiased activities）を支援するために活動していることを訴え、委員にそのことを理解してもらえよう意見を述べた。Goodling 議員は、将来に再度公聴会が開催されることを期待して公聴会を終わらせた。しかし、2007年2月の時点で公聴会はいまだ開かれていない。

（2）再授権法案と論点

① 再授権法案の提出状況

上記のように、1996年に失効した後も、連邦議会は、毎年度、予算歳出承認法案を通じて連邦予算を環境教育プログラムに拠出してきた。連邦議会では、再授権の動きも見られるものの、環境教育課が科学とプログラムの目標を歪曲しているとの批判が根強く、再授権されていない。

NEEA の再授権に関して、2000年に二つの法案が連邦議会に提出された。S1946 と HR4745 である。双方とも2000年環境教育法という名称であった。

HR4745 は、助成金をめぐるロビー活動を許さず、インターンシップやフェローシップを廃止するという内容であった。その代わりに、科学分野における新たなフェローシップを創設

し、年間25000ドルの助成を行うことを定めていた。S1946 は、2005年までプログラム活動を授権するものであった。本法案は、上院で2000年4月27日に全会一致で可決され、下院に送られた。

HR4745 は、若干の違いはあるものの、上院の法案 S1946 とほぼ同じである。とくに、HR4745 は、「衡平かつ科学的な」(balanced and scientifically based) 環境教育を強調していた。

HR4745 を提案した Castle 議員は、上記の6月27日の公聴会の冒頭で、「環境学習は我々の自然資源や人の健康の保護の核心である。さらに、環境教育が科学、数学、社会学、言語など他の学問分野との関連を強めていることがますます明らかになってきた。この種の学際的分野は、競争が高まる世界において必要な技能と知識を生徒に身に付けさせることができる」と述べている³⁰⁾。

② 再授権における論点～sound science～

連邦議会の議員は、党派を超えて環境教育の必要性と有用性を幅広く支持するが、教室すなわち現場におけるその役割については、地方レベルで論争が続いている。生態学を生徒に教育することや、環境への人間行動の影響のおそれを検討することについては、一般的な合意があるように思われる。

しかし、現行の環境教育については、ある教科書やカリキュラムが環境問題に対処する明確な措置を主張し、特定のテーマに関する不均衡あるいは科学的に不正確なデータを示すことによって生徒に誤ったメッセージを伝えているとの批判がある。

このような批判に対応して、EPA は、環境教育研修のために支給される助成金が特定の方針を勧めることになり、偏った視点を主張するようなプロジェクトには利用されないようにする明確な指針を作成し、この指針に沿って環境教育研修活動に対して助成金を交付することを明言した。

さらに、かかる指針では、ロビー活動や政治活動は、助成金を受け取る資格のない活動として明確に定めた。この指針ではまた、環境教育活動が「客観的かつ科学的に適切な情報」にもとづいていることを助成金の受給資格として明示した。

しかし、NEEA それ自体は、EPA による助成金交付がこれらの指針を遵守することを確保するような明確な規定・要件を定めていない。連邦法にこのような要件を定めるべきかどうかは、法律の再授権化に関する過去の議論において相当考慮されてきた。

現在のところ、EPA の環境教育プログラムの予算を再授権する法案は、2005年の第109回連邦議会では提出されなかった。第104回から107回までの連邦議会で、再授権法案は、審議

30) Update on the National Environmental Education Act of 1990 (7-27-2000), <http://www.agiweb.org/gap/legis/NEEA106.html> を参照。

されたものの、採決にはいたらなかった。

最近では、二つの再授権法案が2004年の第107回連邦議会で検討された（上院で可決された H.R.1 と提案された S. 876）。2007年度に環境教育予算は承認されるかもしれないが、連邦議会の中で根強くある「客観的かつ適正な科学」にもとづく環境教育への指向に対応して、現行の環境教育研修プログラムは、多くの点で修正を迫られることになるだろう。

おそらく、再授権法案が可決されるためには、助成金を交付しうる環境教育活動が「客観的かつ適正な科学」にもとづかれなければならないとの規定・要件を定めなければ、制定されないかもしれない。しかし、第107回連邦議会で提出された二つの法案は、いずれも環境教育活動がこのような規定・要件を満たす方法を判断する明確なクライテリアを定めていなかった³¹⁾。

お わ り に

1990年 NEEA は、1996年に廃止されたものの、それ以降も NEEA で定められたさまざまなプログラムは、すべて継続して実施されてきた。しかし、これらのプログラムは、1990年 NEEA が制定される以前から実施されてきたものばかりである。現在の EPA 環境教育に関するさまざまな政策プログラムは、むしろ1970年法を契機に実施されるようになったものが元になっている。

1990年法で設置された環境教育課は、現在では、「児童健康保護および環境教育局」(Office of Children's Health Protection and Environmental Education) の下にある「環境教育部」(Environmental Education Division) がすべてのプログラムを継承し所管している。

この現状からすれば、連邦議会で議論されている再授権にどれほどの意味があるかどうかは不明である。おそらくは、環境教育を擁護する者たちは、将来的な予算承認の保証がないため、再授権化することによって不安定な予算承認の状況を打開したいのであろう。

一方で、再授権化に反対、もしくは条件をつけようとする者たちは、「健全な科学」という概念を用いる。環境教育自体に反対しているのではなく、助成金交付や現場で教える内容に対する不満である。

再授権化するにあたって、「健全な科学」を要件とするならば、教育内容やプロジェクトに一定の枠をはめ、方針を付与することになるかもしれない。

31) See David M. Bearden, *supra* note 18, pp. 2–3, 6.